

広島県告示第三千三百四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年十月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
アイリス薬局	三次市南畑敷町七八―七	育成医療・更生 医療	平成一九年一〇月 一日
かまだ薬局	呉市本通一丁目一―一三	育成医療・更生 医療	平成一九年一〇月 一日
栄町薬局	呉市東中央一丁目六―一五	育成医療・更生 医療	平成一九年一〇月 一日
栄町薬局本通店	呉市本通四丁目二―一二	育成医療・更生 医療	平成一九年一〇月 一日
ふれあい薬局	大竹市新町二丁目一―四	育成医療・更生 医療	平成一九年一〇月 一日
本町薬局	大竹市本町二丁目一五―二一	育成医療・更生 医療	平成一九年一〇月 一日